

4 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、特に良好な景観の形成を推進する上で重要なとなる建造物や樹木、道路、河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。



*写真はあくまでイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

5 景観まちづくりの推進

計画実現に向けた役割

計画実現に向けて、市民、事業者等の様々な立場の人々がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めています。

市民の役割	身近なところから活動的景観形成に主体的な参加 行政が実施する各種施策により景観への理解を深める
事業者の役割	事業活動上の責任と地域貢献の一環として景観まちづくりに参加・実施 開拓を行う事業では、景観形成基準に適合した上で地域の景観に配慮 住民・行政と連携した景観まちづくりの実施など
行政の役割	景観形態をリードする公共施設の整備と適切な維持管理の推進 良好な景観形成の実現に向けた区内開発づくり、国や県、近隣の市町との連携による総合的な施策の実施 市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動の支援など

良好な景観形成の実現に向けた取り組み

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、景観計画の次なるステップとして、以下の取組を推進しています。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである「一人ひとりの力を『つなぐ(協働)』」に基づいて推進してまいります。

- (1) 景観まちづくりに関する事業者の実施
 - 開拓会議の定期開催、景観セミナーの実施、竹原市景観アワードかぶせショボンの実施等
- (2) 景観の市民意識の構築
 - 竹原市景観セミナー開催(仮称)
- (3) 景観まちづくりのルール・体制づくり
 - 景観審議会の実施、景観アドバイザー制度の導入等
- (4) 防災事業の推進
 - 許諾の小庭の整備
 - 竹原駅前周辺地区的待合イメージ

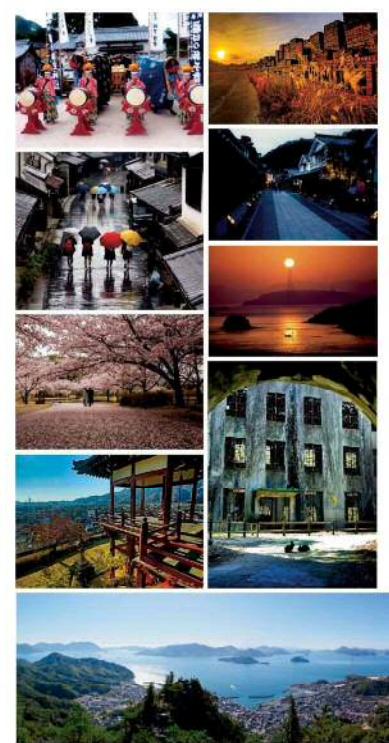
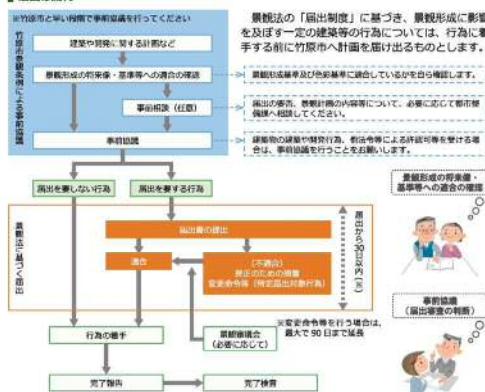
3 景観計画で定める行為の制限

景観法に基づく届出

景観計画区域内において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。届出の詳細については、本編(P.37～P.39)を参照してください。

行為	届出の基準
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	高さ13m又は延床面積1,000mを超えるもの ※高さ13mについては建築基準法で規定
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	本編に示す工作物の区分に従い、20m又はより大きいもの。 a: 高さ13m又は延床面積1,000mを超えるもの b: 高さ13m又は延床面積1,000m未満のもの c: 高さ20mを超えるもの
看板、工作物の外側の変更	看板、表示板、看板、看板、壁面と裏面を変更する行為のうち、外側を変更することによって景観に影響を及ぼすもの ※看板の外側の変更、看板の高さ又は延床面積がそれより10mを超えるもの
地盤の構造の変更に対する許可の提出、土石流の対策	地盤の外側の変更、あるいは高さ5m又は延床面積1,000m又は法面若しくは裏面の高さ5m及び長さ10mを超えるもの
土地の利用条件の変更	区画整備の定めに係る土地の面積が1,000m ² を超えるもの ※法面又は裏面が5m又は延床面積10mを超えるもの
耕作における荷物の高さ、野菜	堆積、荷物の高さ5m又は土地の面積1,000m ² を超えるもの

届出の流れ



1 景観計画策定の背景・目的

本市では自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政が協働・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。

2 竹原市が目指す景観づくり

市内に点在する自然資源や歴史資源、までの伝統行事などは季節に応じて多彩な景観を創出しています。竹原らしい景観を一ひとがたり・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に恵みを生むことを目표します。

景観形成の明確化

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち



竹原らしさを感じる代表的な景観



重点地区的景観づくり

特に竹原らしい景観を有し、将来にわたり景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置付け、地区的実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

1. 竹原駅周辺地区 (P.32)



2. 竹原シンボルロード周辺地区 (P.33)



3. 町並み保存地区周辺地区 (P.34)



4. 忠海市街周辺地区 (P.35)



4 景観計画区域とゾーニング

竹原らしさをもつた景観を形成し、市全域で景観づくりを進めていく必要があることから、「竹原市全域」を景観計画区域とします。

